

2019 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画

平成 31 年 2 月 25 日
内閣総理大臣決定

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。

記

指定活用団体においては、法第 16 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）及び本基本計画に則して、速やかに 2019 年度事業計画及び 2019 年度収支予算の案を策定し、内閣総理大臣の認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 1 項に従い事業報告を適切に行うものとする。

1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）

2019 年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「制度」という。）に基づき、休眠預金等交付金が交付される初年度となる。基本方針において、「指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である」としていることに沿って、制度が本格的にスタートする 2019 年度においては、指定活用団体において運用の基礎的な仕組みをしっかりと構築することが重要である。そのため、立法当時の議論も踏まえ、2019 年度休眠預金等交付金の額は 40 億円以下とする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第 19 条第 2 項第 1 号）

基本方針「第 1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び

社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を目指すこととする。

3. 民間公益活動促進業務について（法第 19 条第 2 項第 2 号）

基本方針「第 3 休眠預金等に係る資金の活用」の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」に掲げる各事項について、指定活用団体は、2019 年度に制度が本格的にスタートすることを踏まえ、基本方針「第 3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務¹」の基礎を適切に構築すべく事業計画等の策定及びその実施に取り組むこととする。また、基本方針「第 3 1. 指定活用団体の業務」の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務²」についても、具体的な検討を進め、可能なものから着手することとする。

なお、指定活用団体は、本年秋には資金分配団体に対する助成等関係業務を開始できるよう取組を進めることとする。その際、資金分配団体の選定等に関し、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることが望ましい。なお、2019 年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配団体への助成のみとする。

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について（法第 19 条第 2 項第 3 号）

指定活用団体は、基本方針「第 3 1. (1) ①資金分配団体の選定等」に示す各事項に沿って、資金分配団体の選定に係る基準及び手続を具体的に定めることとする。また、資金分配団体による民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続に関し、基本方針「第 7 2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項」に示す各事項に沿って、具体的な考え方を明らかにすることとする。

特に制度が本格的にスタートする段階において、基本方針「第 3 1 (1) ① b) 資金分配団体の選定」に掲げるように、「事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等」の休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みが組み込ま

¹ 「(1) 基本的業務」は、①資金分配団体の選定等、②資金分配団体に対する助成等、③資金分配団体に対する監督等、④休眠預金等交付金の受入れ、⑤民間公益活動の促進に関する調査及び研究、⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動、⑦適切な評価の実施。

² 「(2) 業務の充実に向けて期待される業務」は、①関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備、②成果評価実施支援、③研修、④国際交流。

れていること等に十分留意して対応することとする。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第19条第2項第4号）

指定活用団体は、基本方針「第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に則し、成果に係る評価の方針を評価指針として定めることとする。その際、民間公益活動を行う団体の実態に応じ、成果評価の手法を段階的に高度化していくなどの工夫を盛り込むことが期待される。

6. 指定の条件への対応

指定活用団体は、「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」（平成31年1月11日内閣府）において指定の条件として付された以下の事項に関して適確に対応するものとする。

- 立法時の趣旨や広く国民一般から見ても、中立・公正な組織運営と利益相反を招かない業務運営の実効性をしっかり担保する仕組みを構築すること
- 5年後の制度見直しを念頭に置き、制度の理解・支持が広くソーシャルセクターや国民一般に共有される仕組みを構築すること
- 今回の他の指定申請団体を含め、多くの団体・関係者との協力・連携の仕組みを構築すること

7. その他

指定活用団体は、指定活用団体に指定された日（2019年1月11日）から2019年3月31日までの間に、法第21条第1項の民間公益活動促進業務の準備の内容及びそれに要する費用に相当する額について、2019年度事業計画及び収支予算に計上することとする。当該費用の内容及び性質に照らし、合理的と認められる額については、休眠預金等交付金の対象とする。この場合において、当該額は、1. に基づき交付される2019年度休眠預金等交付金の額に加算して交付する。